

田辺市キャッシュレス決済導入業務プロポーザル方式実施要領

1 事業の趣旨・目的

スポーツ振興課、市民課及び税務課窓口における支払手段にキャッシュレス決済を導入することにより、市民サービスの向上と業務の効率化及び行政のデジタル化を図る。

2 業務概要

- (1) 業務名 田辺市キャッシュレス決済導入業務
- (2) 業務内容 別紙「田辺市キャッシュレス決済導入業務 仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 契約期間 **【初期導入に係る契約】** 契約締結日から令和6年9月30日まで
【ランニングコストに係る契約】 令和6年10月1日から令和11年9月30日まで（予定）
※ランニングコストに係る契約期間は、候補者選定後、市と協議して決定するものとする。
- (4) 提案限度額 6,984,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
※仕様書における決済手数料及び店内LAN環境整備費用以外の全てを含む。ただし、POSレジ及びキャッシュレス決済端末等の保守料及びクラウド使用料等のランニングコストについては、稼働初年度分（令和6年10月～令和7年3月分）のみを含めるものとする。
※令和7年4月1日から令和11年9月30日までのランニングコストは提案限度額には含まれないが、本プロポーザルでの評価項目とする。
- (5) 日程（予定）
 - ・公募開始 : 令和6年4月25日
 - ・質疑書の締切 : 令和6年5月9日
 - ・参加申請書の提出 : 令和6年5月22日
 - ・企画提案書提出締切 : 令和6年5月31日
 - ・第1次審査 : 令和6年6月7日
 - ・プレゼンテーション及びヒアリング : 令和6年6月20日
 - ・選定結果の通知 : 令和6年6月下旬※日程は、現時点での予定であるため、今後変更する可能性があります。
- (6) 担当部署及び問合せ先
田辺市教育委員会 スポーツ振興課 スポーツ振興係
〒646-0061 和歌山県田辺市上の山一丁目23番1-1号
TEL : 0739-25-2531 FAX : 0739-25-0387
E-Mail : sports@city.tanabe.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザル方式に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
- (3) 国税を完納していること。市内業者又は田辺市内に受任営業所等を有する業者については、国税及び田辺市税を完納していること。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等による徴収猶予等の措置を受けている場合は、この限りでない。
- (4) 本プロポーザル方式募集に係る公告の日から契約までの間に、田辺市物品購入等契約に係る入札参加資格停止等措置要領（以下「物品等資格停止措置要領」という。）による資格停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団員法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

- イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて本プロポーザル方式に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 人口5万人以上の他自治体において、仕様書の業務内容と同程度の業務実績を有する者であること。
- (8) 「田辺市物品等入札参加者登録者名簿」に登録された者であること。未登録の者にあつては、参加申請をする場合は、本申請と併せて次の書類を提出すること。また、契約相手方となった場合は、次期の登録申請期間に速やかに登録申請を行うこと。
- ア 提出書類
 - (ア) 国税納税証明書（法人にあつては、その3の3。個人事業者にあつては、その3の2。）
 - (イ) 印鑑証明書
 - (ウ) 登記簿謄本（個人事業者にあつては、身分証明書。）
 - (エ) 誓約書
- ※（ア）（イ）（ウ）については、申請日以前3か月以内に発行されたものに限る。
- (9) 複数の事業者による共同提案を行うこともできるが、次の要件を満たすこと。
- ア 共同提案を行う事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1者を代表事業者に定め、本市への質疑や書類提出等は代表事業者が行うこと。
 - イ 構成事業者全てが、上記（1）から（8）の参加資格を満たしていること。

4 参加手続

(1) 公募開始

- ア 公募開始日 令和6年4月25日
- イ 公募期間 令和6年4月25日～令和6年5月22日
- ウ 応募方法 郵便等（書留等の配達記録が残る方法が望ましい。）、持参又は電子メール

(2) 説明会開催の有無 無

(3) 質疑書の受付

- ア 受付期限 令和6年5月9日 午後5時（必着）
- イ 提出方法
 - ・ 質疑書（様式1）に必要事項を記入の上、電子メールでスポーツ振興課に提出すること。
 - ・ 件名には「【質問】キャッシュレス決済導入業務」と記載すること。
 - ・ 提出後、スポーツ振興課へ電話し、到着確認をすること。
 - ・ 電子メール以外での質問は受け付けないものとする。
- ウ 回答方法 令和6年5月16日をめどに、田辺市公式ホームページで公表する。

(4) 参加申請書の提出

- ア 提出期限 令和6年5月22日 午後5時（必着）
- イ 提出方法
 - ・ 下記ウの書類を郵便等、持参又は電子メールでスポーツ振興課に提出する。
 - ・ 電子メールによる場合は、全てPDF形式とし、送信後、必ず電話（0739-25-2531）で電子メール到着確認をすること。

ウ 提出書類

- (ア) 参加申請書（様式2）
 - ※共同提案を行う場合は代表者事業者が作成すること。（様式2-2）
- (イ) その他必要書類
 - a 会社概要（様式3）

- b 登記事項証明書（3ヶ月以内に発行された証明書の写し）
 - c 受託実績（様式4）
 - d 委任状（様式5）※共同提案を行う場合のみ必要
 - e 物品入札者等登録申請に準ずる書類一式（令和6年度田辺市物品入札参加資格者名簿に未登録の場合のみ）
 - ・国税納税証明書（法人にあつては、その3の3。個人事業者にあつては、その3の2。）
 - ・印鑑証明書
 - ・登記簿謄本（個人事業者にあつては、身分証明書。）
 - ・誓約書（様式6）
- (5) 参加資格審査結果通知
- ア 通知日 令和6年5月27日
 - イ 通知方法 郵送
- (6) 企画提案書の提出
- ア 提出期限 令和6年5月31日 午後5時（必着）
 - イ 提出方法
 - ・下記ウの書類を郵便等、持参でスポーツ振興課に提出する。
 - ※持参の場合は、平日午前8時30分～午後5時15分までの開庁時間内とする。提出期限の5月31日は午後5時までとする。
 - ウ 提出書類
 - (ア) 企画提案書（様式7及び別紙）
 - (イ) 見積書（様式8）
 - ※共同提案を行う場合、全ての構成事業者の情報をまとめた上で一つの書類として作成すること。（(ウ) a 内訳明細書（様式8-2）についても同様）
 - (ウ) その他必要書類
 - a 内訳明細書（様式8-2）
 - ※別契約により詳細を決定する令和7年度以降の保守・運用費用についても各項目に分けて積算根拠を記載すること。
 - b 業務工程表（様式任意）
 - ※履行期間中における業務のスケジュールについて作成すること。
 - エ 企画提案書の作成要領
 - (ア) 具体的な提案内容は任意様式とし、A4版・30ページ以内(表紙、目次は除く。ページ番号付)にまとめること。両面印刷で左綴じとし、10部提出すること。用紙の向きの縦横は問わないものとする。
 - ※共同提案を行う場合、全ての構成事業者の情報をまとめた上で一つの書類として作成すること。
 - (イ) 第2次審査において、Web会議形式（Webex Meetings）でのプレゼンテーションとなることを考慮して、提案内容を評価しやすいように、図や表などを適宜使用するなど、具体的に分かりやすく、余すことなく記述すること。また、専門用語を多用しない等、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮するとともに、専門用語を使用する際は、注釈をつけること。
 - (ウ) 企画提案書には、全てのページにおいて、会社名及び会社のロゴ等を記載しないこと。
 - (エ) 提案内容は、確実に実現できる範囲で記載すること
 - オ 応募書類の取扱
 - (ア) 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式手続における契約候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、田辺市情報公開条例（平成17年田辺市条例第15号）に基づき取り扱うこととする。
 - (イ) 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
 - (ウ) 提出された応募書類は返却しない。
 - (エ) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市が契約候補者の選定に必要と認める場合は、無償で使用することができるものとする。
 - (オ) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。
- (7) 第1次審査 (8) プレゼンテーション及びヒアリング

- ア 実施日 令和6年6月20日
イ 実施方法 Web 会議形式 (Webex Meetings)
※日時及びミーティング ID については別途通知
ウ 時間配分 説明 20 分、質疑 10 分
エ 参加人数 1 社につき 3 人までとする。総括責任者の参加を必須とし、その他の参加者は業務担当者、営業担当者とする。なお、説明は総括責任者又は主たる業務担当者が実施すること。

(9) 選定結果の通知

- ア 通知方法 郵送による
イ 公表方法 市のホームページ

5 評価方法等

(1) 評価基準 別紙「評価基準」のとおり

(2) 評価方法

企画提案書及び見積書等、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、本市の職員で構成する「田辺市キャッシュレス決済導入業務プロポーザル方式評価委員会」が評価し、総合評価点を算出する。

(3) 契約候補者の選定方法

- ア 参加者から失格者を除いた者のうち、(2)の総合評価点が最も高い者を、契約候補者として選定する。
イ 上記アの者が複数いる場合は、見積書（キャッシュレス決済導入業務経費）の金額が最も安価な者を契約候補者とし、価格も同額の場合は、当該者から当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。
ウ ア、イにかかわらず、総合点が 60 点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

6 参加手続の無効

(1) 参加者に次の行為があった場合は、本件において当該者が行った全ての参加手続を無効（選定対象から除外）とする。

- ア 審査委員会委員及び評価委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
イ 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
ウ 契約相手方選定終了までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
エ 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合（軽微なものを除く。）
オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
カ 上記各号のほか、市の契約相手としてふさわしくない行為（工事等資格停止措置要領又は物品等資格停止措置要領に規定される資格停止措置案件に該当する行為等）と判断した場合
キ その他本要領に定めた参加資格を満たさなくなった場合

(2) 前号の措置の決定は、審査委員会での審査を経て、市長が決定する。悪質な場合の措置については、その他の入札及びプロポーザル方式等の参加の制限、損害賠償請求等を含めて、審査委員会の他、必要に応じて工事等入札参加資格審査委員会又は物品等入札参加資格審査委員会の審査を経て、市長が決定するものとする。なお、契約後にプロポーザル方式期間中において前号に掲げる行為が発覚した場合の取扱いも同様とし、悪質な場合は、契約解除及び損害賠償請求等もあり得るものとする。

7 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において田辺市ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 業務名、業務概要、履行期間
(2) 契約候補者の名称、所在地、評価点及び提案金額

8 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と本市との間で、委託内容、経費等について再度協議を行った上で、最終審査を実施する。最終審査の結果、契約相手方に適合すると判断した場合は、契約相手方として決定する。最終審査の結果、契約相手方に適合しないと判断した場合は、交渉の打ち切りを通知し、当該者を失格とし、次順位者を契約候補者として交渉することとする。以下、契約相手方が決定するまで、同様の手続を行う。
- (2) 契約相手方は、契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、田辺市契約規則（平成17年田辺市規則第44号）第33条に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。
- (3) 選定された契約候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を契約候補者とする。
※正当な理由が無い場合は、資格停止案件に該当する場合もあるため、注意すること。

9 その他

- (1) 本プロポーザル方式への参加に要する経費は、企画提案書等の作成も含め、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加申請書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 参加申請書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案事業者に帰属するものとする。ただし、市が受託候補者の選定に必要と認める場合は、無償で使用することができるものとする。
- (6) 提出書類は、市において契約候補者選定に伴う作業等の必要な範囲において複製することができるものとする。
- (7) 提出書類は、公平性・透明性・客観性を期すため、必要により議会等に公表することがある。
- (8) 本プロポーザル方式に係る情報公開請求があった場合は、田辺市情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがある。
- (9) 本プロポーザル方式への参加者は、契約候補者の選定後、本プロポーザル方式に係る要領等の内容について、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。
- (10) 本プロポーザル方式は、契約候補者の選定を目的として実施するものであり、提案内容を契約内容として確約するものではない。
- (11) 参加申請書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (12) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (13) 参加者が1者の場合であっても、本プロポーザル方式は、成立するものとする。

(標準案4) 評価基準

別紙

評価基準

審査項目及び評価の視点	評価割合	評価及び評価点数				
		極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
1 事業者に関する項目	15/100					
業務実施体制 業務に必要な知識や経験を備えた担当 者が配置され、本業務を適正に執行で きる体制となっているか	5点	5	4	3	2	1
業務実績 他自治体で十分な業務実績を有してい るか	10点	10	8	6	4	2
小計		/15				
2 企画提案書、ヒアリング等に関する項目	60/100					
導入機器の性能及び使いやすさ 市民・職員ともに分かりやすく操作し やすいものとなっているか	20点	20	16	12	8	4
指定納付受託業務 多様な決済ブランドに対応している か。また、職員の事務負担軽減につな がる提案となっているか	15点	15	12	9	6	3
セキュリティ対策 キャッシュレス決済の不正使用に対 し、十分な防止対策が施されているか	10点	10	8	6	4	2
研修・サポート 機器等の使用に当たっての疑義や機器 の故障等が生じた場合のサポート体制 が充実しているか。	10点	10	8	6	4	2
独自提案 仕様書記載以外の拡張性など、業務遂 行のための有効な提案であるか	5点	5	4	3	2	1
小計		/60				
3 価格等に関する項目	25/100					
見積価格(キャッシュレス決済導入業務)	10点	10	8	6	4	2
見積価格(ランニングコスト(令和7年4 月から令和11年9月分))	10点	10	8	6	4	2
決済手数料率	5点	5	4	3	2	1
小計		/25				
合計		/100				

< 価格評価(キャッシュレス決済導入業務) >

価格評価(キャッシュレス決済導入業務)は、予算額と最低見積価格の差額を5で除した額をAとし、以下の基準とする。

最低見積価格以上から(最低見積価格+A)未満	→ 極めて良好
(最低見積価格+A)以上から(最低見積価格+A×2)未満	→ 良好
(最低見積価格+A×2)以上から(最低見積価格+A×3)未満	→ 普通
(最低見積価格+A×3)以上から(最低見積価格+A×4)未満	→ やや不十分
(最低見積価格+A×4)以上から予算額以下	→ 不十分